

福島原発事故から 5 年が経過した。この間、何が変わり何が変わらなかったのか。最大の変化は福島県における小児甲状腺がんの急増である。これまで検査を受けた 38 万人の中、166 名が甲状腺がんまたはその疑いがあると診断され 116 名が手術を受けたが、肺やリンパ節に転移したり、甲状腺の片方を切除したが再発した例も多い。発症率は事故前の約 100 倍に及ぶ。まさにチェルノブイリの再現である。小児甲状腺がんは事故から 10 年目が発症のピークである事から、今後も更に増加するだろう。3 月 12 日「311 甲状腺がん家族の会」が結成され、被害に苦しむ患者や家族の支援を開始し、放射能との因果関係を追及する。

### 変わらないもの

メルトダウンした 1~3 号原子炉の内部がどうなっているかは 5 年経った今も全く分からない。内部探査用のロボットも、高い放射線量で電子回路が破壊され役に立たないからである。メルトダウンによって圧力容器外に出た溶融核燃料が地下水に接し、汚染水が増え続ける状態も事故直後と変わらない。毎日約 400 トンの汚染水が発生しているが、その処理水を貯蔵するタンクはこれまで 70 万トン分に及び、限界 (80 万トン) に近付いている。

変わらないものの最も大きなものは、放射能によって分断された地域社会や家族、様々なコミュニティである。未だに 10 万人を超える人々が故郷を追われ、家族同士がばらばらの生活を送っている。放射能の恐怖が友人・知人・家族の絆を分断し互いを孤立させている。政府は中間貯蔵施設を予定している大熊町・双葉町を除き、2017 年度にはすべての避難地域を解除し、住民を帰還させようとしているが、おそらく帰還する住民は 10%にも満たないだろう。理由は単純である。そもそも原発労働者の被曝基準であった「年間 20mSv 以下」を一般住民の生活圏に当てはめる暴挙だからである。国の意図は明らかで、規制を解除し帰還を認めれば、様々な補償金を打ち切ることが出来る、という経済優先主義である。これは ICRP (国際放射性防護委員会) の放射能被害対策に関する ALARA の法則 (1~20mSv の範囲で出来る限り低く) の最悪の適用例である。経済のためには国民の被曝もやむなし、というのが安倍内閣の真意である。

### 変わったもの

一方で、変わったものも多い。最たるものは原発再稼働である。2 年に及ぶ原発なしの生活を国民が体験し、福島の再来を防ぐためには再稼働反対の声が大きいにも関わらず、世界で最も厳しい、という根拠のない安全審査を基に再稼働を認め、立地市町村の原発依存症を復活させた。免振重要塔や避難経路の確保など、事故に備えたシステムを作らず再稼働を認めるやり方は、福島事故前に逆戻りであり、政府や原子力村のしたたかさの証である。

しかし、原発についての国民の声を反映する変化も起こり始めている。その一つは、大飯原発 3,4 号機の再稼働を認めないとする住民の訴えを認めた 2014 年 5 月 21 日の福井地裁判決と 2016 年 3 月 9 日、再稼働を始めた高浜 3 号原発の運転差し止め仮処分判決を出した大津地裁の英断である。これまで多くの原発裁判が国の基準に適合するか否か、という技術論だったのに対し、これらの判決は安全審査の基準そのものを問題にした点で画期的である。また、原発事故の刑事責任を問い福島県民らが 2012 年 6 月に東電を訴えた裁判で、東京地検は 2 度にわたり不起訴処分をしたが、東京検察審査会による起訴相当の決定により勝俣会長ら 3 名の東電元幹部らが 2016 年 2 月 26 日強制起訴された。これにより福島原発事故の刑事責任が改めて問われることになる。こうした動きは、これまで事故の責任を不問にしてきた国や原子力村のあり方を厳しく問う契機になろう。時代は変わりつつある。

(2016 年 3 月 23 日 河田)